

事業仮契約書 新旧対照表

該当ページ	内容	新	旧
P 3	修正	第9条及び盛岡地区広域消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例	第9条及び盛岡地区広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例
P 8 (第5条)	修正	(7) 「 <u>解体撤去業務</u> 」とは、業務要求水準書第2章3(3)に規定する業務をいう。	(7) 「 <u>解体撤去業務業務</u> 」とは、業務要求水準書第2章3(3)に規定する業務をいう。
P 8 (第5条)	修正	(13) 「 <u>基本設計図書</u> 」とは、業務要求水準書第3章6(3)イ(ウ)に規定される基本設計図書をいう。	(13) 「 <u>基本設計図書</u> 」とは、業務要求水準書第3章6(3)(ウ)に規定される基本設計図書をいう。
P 1 1 (第9条)	修正	2 <u>事業者は、組合に提出した実施体制図に変更があったときは、変更後7日以内に、変更された実施体制図を組合に提出しなければならない。</u>	2 <u>組合に提出した実施体制図に変更があったときは、変更後7日以内に、変更された実施体制図を組合に提出しなければならない。</u>
P 1 1 (第10条)	追加	<p>3 <u>事業者は、第1項の履行保証保険契約の締結にかえて、この契約による債務の不履行により生じる損害金及び違約金を保証する銀行、組合が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証を付すことができる。</u></p> <p>4 <u>前項の保証の額は設計・建設期間中の設計費・建設費及び工事監理費の金額の100分の10以上とし、保証の期間は設計・建設期間とする。</u></p>	
P 1 1 (第11条)	修正	(3) <u>本敷地の条件(形状、地質、湧水インフラ整備状況等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及び地中障害物に係る条件を含む。次号において同じ。)について業務要求水準書及びその他一般に利用可能な資料に示された又は業務要求水準書及びその他一般に利用可能な資料から合理的に想定し得る自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。</u>	(3) <u>本敷地の条件(形状、地質、湧水インフラ整備状況等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及び地中障害物に係る条件を含む。次号において同じ。)について業務要求水準書に示された又は業務要求水準書から合理的に想定し得る自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。</u>

事業仮契約書 新旧対照表

該当ページ	内容	新	旧
P 1 2 (第 1 2 条)	修正	<p>2 事業者は、前項又は前条第 2 項の通知を受けたときは、7 日以内に、組合に対して<u>業務要求水準書を変更する場合の費用の増減、日程変更の必要の有無等を</u>通知し、組合と協議を行わなければならない。</p> <p>3 <u>前項の通知の日から 1 4 日を経過しても前項の協議が整わない場合において、</u>組合は、必要があると認めるときは、業務要求水準書、別紙 1 の事業日程又はサービス対価を変更し、事業者に通知することができる。この場合において、事業者が増加費用又は損害が発生したときは、組合は必要な費用を負担しなければならない。ただし、<u>事業者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。</u></p>	<p>2 事業者は、前項又は前条第 2 項の通知を受けたときは、7 日以内に、組合に対して<u>次に掲げる事項を</u>通知し、組合と協議を行わなければならない。</p> <p>3 <u>前条第 2 項の通知の日から 1 4 日を経過しても前項の協議が整わない場合において、</u>組合は、必要があると認めるときは、業務要求水準書、別紙 1 の事業日程又はサービス対価を変更し、事業者に通知することができる。この場合において、事業者が増加費用又は損害が発生したときは、組合は必要な費用を負担しなければならない。ただし、<u>選定事業者が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。</u></p>
P 1 2 (第 1 3 条)	修正	<p>3 <u>事業者は、組合がモニタリングの実施及びその他この契約に基づき事業者の業務を確認し、</u></p>	<p>3 <u>組合はモニタリングの実施及びその他この契約に基づき事業者の業務を確認し、</u></p>
P 1 6 (第 2 4 条)	修正	<p>事業者は、業務要求水準書に従い、自らの費用で、<u>システム設計企業との協議を行い、必要な機能が確保されるよう設計への反映を行う。</u></p> <p>2 <u>前項の協議の結果、事業者が実施する工事に増加費用が発生するときは、その負担について組合と事業者が協議して定めるものとする。</u></p>	<p>事業者は、業務要求水準書に従い、自らの費用で、<u>システム企業との協議を行い、必要な機能が確保されるよう基本設計への反映を行うとともに、実施設計段階においても、必要な機能が確保されるよう対応する。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、工事期間中に組合が別途発注する工事があった場合には、当該工事との調整を行うものとする。</u></p>
P 1 7 (第 2 8 条)	修正	<p>2 <u>前項に基づく変更</u>に起因して、</p>	<p>2 <u>第 1 項又は第 2 項に基づく変更</u>に起因して、</p>
P 1 8	修正	<p>4 事業者は、組合の承諾を得た場合を除き、<u>設計変更を</u></p>	<p>4 事業者は、組合の承諾を得た場合を除き、<u>組合に提出</u></p>

事業仮契約書 新旧対照表

該当ページ	内容	新	旧
(第32条)		行うことはできない。	<u>した設計変更</u> を行うことはできない。
P20 (第37条)	修正	<p>第37条 事業者は、業務要求水準書及び提案書に定められた内容の工事監理業務を行う。</p> <p>2 事業者は、業務要求水準書に従い、事故の費用により、システム企業と施工計画、工事工程等の協議及び調整を行うものとする。<u>ただし、調整の結果、事業者が実施する工事に増加費用が発生するときは、その負担について組合と事業者が協議して定めるものとする。</u></p> <p>3 前項のほか、<u>組合及び組合の構成市町村が個別に発注する工事があった場合は、自己の費用で、これに係る調整を行う。ただし、調整の結果、事業者が実施する工事に増加費用が発生するときは、その負担について組合と事業者が協議して定めるものとする。</u></p>	<p>第37条 事業者は、業務要求水準書及び提案書に定められた内容の工事監理業務を行う。</p> <p>2 事業者は、業務要求水準書に従い、事故の費用により、システム企業と施工計画、工事工程等の協議及び調整を行うものとする。</p> <p>3 前項のほか、<u>工事期間中に組合が個別に発注する工事</u>があった場合は、自己の費用で、これに係る調整を行う。</p>
P20 (第39条)	修正	<p>第39条 設計・建設期間における本敷地の管理は、<u>第7条第2項により事業者に貸し渡されたものとみなされたときから、事業者が善良なる管理者の注意義務をもって行う。</u></p>	<p>第39条 設計・建設期間における本敷地の管理は、<u>事業者が善良なる管理者の注意義務をもって行う。</u></p>
P21 (第40条)	修正	<p>2 事業者が<u>前項</u>の規定により実施した各種調査等の不備、誤謬等又は事業者が各種調査等を行わなかったことから生じる責任及び追加的な費用は、</p>	<p>2 事業者が<u>第2項</u>の規定により実施した各種調査等の不備、誤謬等又は事業者が各種調査等を行わなかったことから生じる責任及び追加的な費用は、</p>
P21 (第41条)	修正	<p>2 組合は、中間確認を実施することとしているにもかかわらず、中間確認を受けることなく次の工程の施工がされた場合、又は工事の施工部分が業務要求水準書、設計図書及び提案書に適合しないと認められる相当の理由がある場</p>	<p>2 組合は、中間確認を実施することとしているにもかかわらず、中間確認を受けることなく次の工程の施工がされた場合、又は工事の施工部分が業務要求水準書若しくは設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合に</p>

事業仮契約書 新旧対照表

該当ページ	内容	新	旧
		合において、	において、
P 2 3 (第 4 6 条)	修正	4 組合は、本条に基づく完工確認の実施を理由として、 <u>本件施設の設計及び建設の全部</u> 又は一部について何らの責任を負担するものではない。	4 組合は、本条に基づく完工確認の実施を理由として、 <u>本件施設の設計、建設、構築の全部</u> 又は一部について何らの責任を負担するものではない。
P 2 5 (第 5 3 条)	修正	4 法令の変更により、工期延長等が生じ、本件施設の引渡しが遅延した場合、当該遅延に起因して事業者が生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、 <u>別紙 8</u> の規定に従う。	4 法令の変更により、工期延長等が生じ、本件施設の引渡しが遅延した場合、当該遅延に起因して事業者が生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、 <u>別紙 4</u> の規定に従う。
P 2 6 (第 5 6 条)	修正	第 5 6 条 事業者は、 <u>解体撤去企業</u> に解体撤去業務を請け負わせて、解体撤去業務を実施する。 <u>解体撤去企業</u> が請け負った業務の一部を、さらに第三者に請け負わせるときは、事前に組合の承諾を得なければならない。 2 第 1 項に基づく、 <u>解体撤去企業及び第三者</u> （以下「解体撤去実施企業」という。）の使用は、	第 5 6 条 事業者は、 <u>解体撤去実施企業</u> に解体撤去業務を請け負わせて、解体撤去業務を実施する。 <u>解体撤去実施企業</u> が請け負った業務の一部を、さらに第三者に請け負わせるときは、事前に組合の承諾を得なければならない。 2 第 1 項に基づく、 <u>解体撤去実施企業及び第三者</u> （以下「解体撤去実施企業」という。）の使用は、
P 2 7 (第 6 0 条)	修正	維持管理業務を <u>実施する</u> に当たって合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。	維持管理業務を <u>実行する</u> に当たって合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。
P 2 9 (第 6 8 条)	修正	第 6 8 条 本件施設の <u>利用者</u> の責めによる本件施設についての損傷及び事業者の責めによらない事故・火災による損傷は、組合の責任と費用負担においてこれを修復するが、 <u>事業者は、施設の機能及び性能の維持または回復のために必要となる緊急、応急的な措置の実施や修繕等の検討及び実施に協力しなければならない。</u>	第 6 8 条 本件施設の <u>使用者及び利用者</u> の責めによる本件施設についての損傷及び事業者の責めによらない事故・火災による損傷は、組合の責任と費用負担においてこれを修復するが、 <u>施設の機能及び性能の維持または回復のために必要となる緊急、応急的な措置の実施や修繕等の検討及び実施に協力しなければならない。</u>
P 3 0 (第 7 0 条)	修正	第 7 0 条 組合は、事業者に対し、維持管理業務に対する <u>対価及びその他の費用を、</u>	第 7 0 条 組合は、事業者に対し、維持管理業務に対する <u>対価を、</u>

事業仮契約書 新旧対照表

該当ページ	内容	新	旧
P 3 0 (第 7 3 条)	修正 追加	<p>第 7 3 条 <u>第 1 3 条に規定するモニタリングにより維持管理業務について要求水準未達が判明した場合、組合は、水準未達成の程度に応じて、別紙 7 の定めに従って維持管理費を減額することができる。</u></p> <p><u>2 第 1 3 条に規定するモニタリングにより本件施設の整備について要求水準未達が判明した場合、組合は、水準未達成の程度に応じて、別紙 7 の定めに従って施設整備費を減額し、又は違約金を請求することができる。</u></p> <p><u>3 前項により施設整備費が減額され又は違約金が請求された場合、別紙 7 に従い当該要求水準未達成に係る維持管理費又はその他費用も併せて減額することができるものとする。</u></p>	<p>第 7 3 条 <u>第 1 3 条所定の</u>モニタリングにより維持管理業務について要求水準未達が判明した場合、組合は、水準未達成の程度に応じて、別紙 7 の定めに従って維持管理費を減額することができる。</p>
P 3 1 (第 7 6 条)	修正	<p>(2) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、<u>特別清算手続開始</u>その他の倒産法制上の手続について、</p>	<p>(2) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、<u>会社整理手続開始</u>、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、</p>
P 3 3 (第 7 7 条)	追加	<p><u>5 第 1 項に従い組合が出来高部分の買受代金又は相殺後の残高を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙 9 に示された金利を付すものとする。</u></p>	
P 3 3 (第 7 8 条)	修正	<p>第 7 8 条 引渡日以後において、<u>第 7 6 条</u>により契約が解除された場合、</p>	<p>第 7 8 条 引渡日以後において、<u>第 7 6 条又は前項</u>により契約が解除された場合、</p>
P 3 3 (第 7 8 条)	追加	<p><u>6 第 1 項に従い組合が施設整備費の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙 9 に示された金利を付すものとする。</u></p>	
P 3 4	修正	<p>当該時点の出来高部分に相応する代金を事業者に対して一</p>	<p>当該時点の出来高部分に相応する代金を事業者に対して一</p>

事業仮契約書 新旧対照表

該当ページ	内容	新	旧
(第79条)		括又は解除前の <u>支払スケジュール</u> に従って支払うものとする。	括又は解除前の <u>スケジュール</u> に従って支払うものとする。
P34 (第79条)	追加	<u>4 組合が前項の施設整備費の残額又は出来高部分に相応する代金を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙9に示された金利を付すものとする。</u>	
P34 (第80条)	修正	当該時点の出来高部分に相応する代金を事業者に対して解除前の <u>支払スケジュール</u> に従って支払うものとする。	当該時点の出来高部分に相応する代金を事業者に対して解除前の <u>スケジュール</u> に従って支払うものとする。
P34 (第80条)	追加	<u>3 組合が第1項の施設整備費の残額又は出来高部分に相応する代金を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙9に示された金利を付すものとする。</u>	
P35 (第81条)	修正	当該出来高分に相応する代金を事業者に対して <u>一括又は解除前の支払スケジュール</u> に従って支払うものとする。	当該出来高分に相応する代金を事業者に対して <u>支払うもの</u> とする。
P35 (第81条)	追加	<u>5 組合が第2項の出来高部分に相応する代金又は第3項の施設整備費の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙9に示された金利を付すものとする。</u>	
P35 (第82条)	修正	当該出来高分に相応する代金を事業者に対して <u>一括又は解除前の支払スケジュール</u> に従って支払うものとする。	当該出来高分に相応する代金を事業者に対して <u>支払うもの</u> とする。
P36 (第82条)	追加	<u>5 組合が第2項の出来高部分に相応する代金又は第3項の施設整備費の残額を解除前の支払スケジュールに従って支払うときは、別紙9に示された金利を付すものとする。</u>	
P38 (第89条)	修正	第89条 組合及び事業者は、 <u>不可抗力により、本件施設について、設計図書に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、</u>	第89条 <u>不可抗力により、本件施設について、設計図書に従い建設若しくは工事ができなくなった場合、</u>
P39	修正	本業務に関して知った後 <u>正当な権利を有する第三者から何</u>	本業務に関して知った後 <u>正当な権利を有する第三者から何</u>

事業仮契約書 新旧対照表

該当ページ	内容	新	旧
(第94条)		らの秘密保持義務を課されることなく取得したものは除く。)を自己の役員及び従業員、自己の代理人及びコンサルタント、又は落札者を構成する構成員及び協力企業並びに本業務に関し事業者に融資する金融機関及びその代理人以外の第三者に漏らし、又はこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。	らの秘密保持義務を課されることなく取得したものは除く。)を自己の役員及び従業員、自己の代理人及びコンサルタント、又は自己の出資者並びに本業務に関し事業者に融資する金融機関及びその代理人以外の第三者に漏らし、又はこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。
P 4 5 別紙 2	修正	この契約の解除(契約解除の場合。)に伴う各種追加費用、	この契約の解除に伴う各種追加費用(契約解除の場合。)、
P 5 1 別紙 7	修正	別紙7 (第13条、第73条関係)	別紙7 (第13条関係)
P 5 2 別紙 8	削除		ただし、組合が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害の額が10万円に満たないときには、当該増加費用及び損害は生じなかったものとみなす。
P 5 3 別紙 9	追加	<p>別紙9 (第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条関係)</p> <p>組合が、出来高の買受代金または出来高に相応する代金もしくは施設整備費の残額(相殺後のものを含む。)を解除前の支払いスケジュールで支払う場合の金利の利率は、</p> <p>(1) 基準金利と(2) 利ざやの和で構成される。</p> <p>1 基準金利</p> <p>支払方法に応じ、別紙3における基準金利の算定方法に従い、再算定する。</p> <p>2 利ざや</p>	

事業仮契約書 新旧対照表

該当ページ	内容	新	旧
		<p><u>契約解除の事由により以下のように定める。</u></p> <p>(1) <u>第77条又は第78条の解除の場合</u>  <u>上乗せする利ざやは認めない。</u></p> <p>(2) <u>第79条又は第80条の解除の場合</u>  <u>提案書に記載されている利ざやとする。</u></p> <p>(3) <u>第81条又は第82条の解除の場合</u>  <u>提案書に記載されている、融資者から提示のあった</u>  <u>利ざやとする。この場合、構成員である株主からの劣</u>  <u>後融資等は含めない。</u></p>	